

常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する意見書

県議会をはじめ、県や基地周辺自治体などが過去再三にわたり米軍嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を要請している中、米軍は、5月27日、6月4日と相次いで訓練を実施した。伊江島補助飛行場の運用が再開された昨年12月以降、例外とされている嘉手納飛行場での降下訓練は5回目となり、常態化していると言わざるを得ない。

昭和40年6月11日には、旧読谷飛行場で実施されていた米軍の戦場物資パラシュート投下訓練中にトレーラーが落下し、小学校5年生の女兒が犠牲となる痛ましい事故が発生した。復帰から半世紀以上が経過した現在も、県内各地でパラシュート降下訓練が繰り返され、提供区域外への降下事故も発生している。

周辺に住宅地や学校等が密集する同飛行場でのパラシュート降下訓練は、一歩間違えば住民を巻き込む重大な事故につながるおそれがある危険な訓練であり、地域住民をはじめ県民に大きな不安と恐怖を与えている。

パラシュート降下訓練については、平成8年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）において伊江島補助飛行場への移転が合意され、その後、平成19年の日米合同委員会において、例外的な場合に限り嘉手納飛行場を使用することが確認されたとされている。しかし、例外であるはずの訓練が繰り返し実施され、常態化している現状は、SACO合意の趣旨に反するものである。また、昨年12月に伊江島補助飛行場で大型固定翼機の運用が再開されたにもかかわらず、嘉手納飛行場で訓練が繰り返し実施されていることは、日米間で確認された「嘉手納基地の負担軽減」に逆行し、平穏な日常を求め続けている県民を愚弄するものであり、到底容認できるものではない。

このような状況は、米軍の運用を優先し、県民の安全・安心をないがしろにするものと言わざるを得ず、県民の不安は払拭されていない。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、常態化する嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に抗議し、訓練の中止を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月13日

沖縄県議会

内閣総理大臣	}	宛て
外務大臣		
防衛大臣		
内閣官房長官		
（沖縄基地負担軽減担当）		
内閣府特命担当大臣		
（沖縄及び北方対策）		